

# 令和2年度被ばく線量低減設備改修等補助金事業交付規程

令和2年7月3日

公益財団法人原子力安全技術センター

## (通則)

第1条 被ばく線量低減設備改修等補助金交付要綱（令和2年3月27日付け厚生労働省発基安0327第2号。以下「交付要綱」という。）第2条に規定する間接補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令、交付要綱及び被ばく線量低減設備改修等補助金事業実施要領（令和2年3月27日付け基発0327第17号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱及び実施要領の規定に基づき、公益財団法人原子力安全技術センター（以下「原安センター」という。）が行う間接補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

## (補助金事務センターの設置)

第3条 原安センターは、補助金事務センターを設置し、間接補助金の交付に必要な事務を実施する。

## (交付の対象)

第4条 原安センターは、第2条の目的を達成するため、実施要領第3の1に規定する実施要領別表の第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において、間接補助金を交付するものとする。

2 前項の間接補助金の交付の対象となる者は、眼の水晶体に受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者であり、実施要領第3の2に規定する者であって、実施要領第3の7(1)の要件に適合する者とする。

3 間接補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としない。

## (交付額の算定方法)

第5条 間接補助金の交付額の上限は、実施要領第3の3に規定する方法により算定する。

(交付の申請)

第6条 間接補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原安センターが別に定める期間中に、様式1の交付申請書を原安センターに提出する方法で、間接補助金の交付申請をしなければならない。

2 第1項の申請書は、配達記録が残る郵送方法により提出する（消印有効）。

(交付の決定)

第7条 原安センターは、前条の規定により申請者から交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、間接補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、その旨を、様式2の交付決定通知書を申請者に送付する方法で通知する。

2 原安センターは、交付の決定をしないときは、不採択の決定を行い、その旨を申請者のメールアドレス宛に通知する。

3 原安センターが別に定める公募期間の最終日から、当該公募期間中の交付申請に係る第1項による交付の決定を行うまでの標準的な期間は、30日とする。

(審査)

第8条 前条第1項の審査は、実施要領第3の7(1)及び(2)による。実施要領第3の7(2)に規定する、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者の被ばく低減の観点から実施する申請された器具の種類や購入数の適切さ等に係る審査の基準及び具体的な加点の配分については、以下のとおりとする。

一 眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者の被ばく低減の観点から実施する申請された器具の種類や購入数の適切さ等に係る審査の基準

申請された間接補助金の総額が、間接補助金の予定額を上回った場合においては、平成29年度から平成31年度において、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えた労働者を有したことがある者の申請のみ認めることとする。

それでもなお、申請が認められた間接補助金の総額が、間接補助金の予定額を上回った場合にあつては、平成29年度から平成31年度において、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えた労働者数の最大数分の、放射線防護用術者向け眼鏡（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号）（以下「告示」という。）別表第3第73号）の申請を認めることとする。当該申請分のみであっても申請が認められた間接補助金の総額が、間接補助金の予定額を上回る場合は、下記二による加点の合計点の高い申請者から順に間接補助金の予定額に達するまで交付決定を行う。

上記により放射線防護用術者向け眼鏡（告示別表第3第73号）について申請を認め

た結果、間接補助金に残余が生じた場合は、放射線防護用固定式バリア（告示別表第3第78号）、放射線防護用移動式バリア（告示別表第3第80号）又は放射線防護用カーテン（告示別表第3第81号）に係る申請を1台分まで、下記二による加点の合計点の高い申請者から順に間接補助金の予定額に達するまで認める。当該器具に係る申請が複数台分行われていた場合にあっては、見積額が最も低い器具1台分について間接補助対象経費に算入するものとする。

## 二 加点の配分

加点については、実施要領第3の7（2）の①から⑥に基づき、次の点数の範囲内で、それぞれ2又は4段階に分けて行う。

- |  |        |
|--|--------|
| ① 「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」において自主点検票を提出予定の者                         | 0点又は4点 |
| ② 「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」に参加し、放射線被ばくマネジメントを実施する予定の者 | 0点又は4点 |
| ③ 平成29年度から平成31年度において、放射線業務を伴う管理区域内における診療の実績が多い者                  | 1点又は2点 |
| ④ 上記③の診療に従事する医師数が少ない者  | 1～4点   |
| ⑤ 上記③の診療に関係する学会が認定する指導医を有する者                                     | 0点又は3点 |
| ⑥ 新規導入に係る申請を行った者   | 0点又は3点 |

③及び④については、それぞれ診療実績が多い順及び医師数が少ない順で全ての申請者を順位付けして点数を配分することとする。

なお、合計点が同点である申請者がいることにより、申請が認められた間接補助金の総額が、間接補助金の予定額をなお上回る場合は、①及び②の合計点が高い申請者から交付決定を行う。同点によりそれでもなお予定額を上回る場合においては、③及び④の合計点が高い申請者から交付決定を行う。

### （交付の条件）

第9条 間接補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 間接補助者は、実施要領別表の第2欄に規定する対象放射線防護用器具を購入して実施する設備改修等を中止するときは、速やかにその旨を書面で原安センターに提出しなければならない。
- 二 原安センターは、間接補助者が第四号の規定に違反していないこと等、間接補助金の適正な使用等の確認のために必要があると認めるときは、間接補助者に対し、実地又は書面による調査（以下「調査等」という。）を求めることができる。
- 三 間接補助者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式2の2「取得財産等管理台帳」を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

四 間接補助者は、取得財産等のうち、間接補助事業により取得した財産については、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、原安センターの承認を受けないで間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

五 間接補助者は、第二号に定める原安センターの調査等を拒むことができない。

（再申請）

第10条 申請の審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者については、同一年度のその後の公募期間に再度申請することができる。

（申請の取下げ）

第11条 申請者が、交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに、書面をもって原安センターに申し出なければならない。

（実績報告並びに間接補助金の額の確定及び支払い）

第12条 間接補助者は、間接補助対象経費を支出した日から20日以内かつ令和3年2月末までに、様式3の実施報告書及び精算払請求書を原安センターに提出する方法により、実施要領第3の8（1）に定める実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。

2 間接補助金の額の確定等は、実施要領第3の8（2）による。

3 原安センターは、間接補助金の額を確定したときは、その旨を、様式4の交付額確定通知書を間接補助者に送付する方法で通知する。

4 原安センターは、実施要領第3の8（3）に定めるところにより、間接補助金の支払いを行う。支払いは、間接補助者の銀行口座への振込みによって行う。

（交付決定の解除等）

第13条 原安センターは、間接補助者が実施要領第4の1（1）から（5）のいずれかに該当する場合、又は第9条に定める条件が守られないときには、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。

2 原安センターは、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の間接補助金の返還期限は、その命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（秘密の保持）

第14条 原安センターは、申請者及び間接補助者がこの規程に従って原安センターに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、間接補助金の交付のための審査

等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 15 条 申請者は、間接補助金の交付申請を行うに際しては、様式 1 の交付申請書に別紙 3 の暴力団排除に関する誓約等を含む資料を添付し、誓約するものとする。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、間接補助金の交付に関するその他必要な事項は、原安センターが別に定める。

附則

この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。